

5月に判決 酪農学園大学の「6年戦争」

2013年6月、酪農学園大学の干場信司学長が名誉棄損で訴えられた。原告は同大の元常務。発端は、干場氏には関係のない6年前に発覚した不正旅費問題だったが、こじれてこじれて裁判沙汰に。5月に判決が下る予定だが……

旅費の不正請求が主張合戦に飛び火

日本の酪農の父・黒澤西蔵氏が創設した酪農学園大学（江別市、麻田信二理事長）は、80余年の歴史を有する。そんな農業分野の名門大学は、6年も続く内紛で揺れている。

この発端は、複数の職員と教授による旅費の不正請求。手口はいたって単純なもの。出張時にバック旅行の安い切符を購入し、大学には正規料金で費用を請求したもの。2009年、

領収書に添付された半券を見た事務担当者が不正に気づいた。担当者から報告を受けた大学側は、06年度までさかのぼり、疑わしい職員に事実確認を実施。その上で、疑念をぬぐい切れなかった職員らに

VS 元常務理事

対しては、学校法人の常務理事（当時。以下、元常務）が面談をおこなった。その結果、約30人が処分された。最も重かった例は懲戒免職。その他の20人以上は減給か嚴重注意だった。「解雇された教授をはじめ、数人の関係者が『元常務が密室で恫喝めいた取り調べをしていた』と話している。また、処分の内容が人によって全然違うため、その基準について理事会に説明を求めたが、まともな回答は得られなかった」（大学関係者）

学内にモヤモヤとし

た空気が残った。一連の問題を共有するため、評議員を務める教授6人が立ち上がった。10年4月16日の評議会で「酪農学園の三愛精神を憂う」という題目の文書を評議員全員に配った。そこには①元常務が密室での罵声と恫喝による、つるし上げに近い尋問をおこなった②今回の事件は、横領などの刑事事件とは性格が異なる。処分対象者が相当数いる中で、教員1人だけが懲戒解雇というのは厳しすぎるのでは③処分の基準について、まったく説明がなされていない——などの内容が書かれていた。

同年4月27日、一方的に非難されたと感じた元常務は、すぐさま対抗手段を講じた。先の内容に抗議する旨の文書を全職員に配布したのだ。こちらの要旨は以下の通り。「先の文書は噂等が一方的に書かれている。一方の当事者の発言をそのまま確認もなく公の場に流すような態度は、大学教員選出の評議員としての資質に問題を感じる。教員として教壇に立つ資格もないのでは。大学も、このような評議員を選出しない体制を考えるべきだ」

かなり辛辣な内容だったので、6人以外の教授も激怒した。同年5月6日、全学部合同の臨時教授会が召集された。元常務に謝罪と配布した文書の一部内容の撤回を求める決議をした。こうした動きを察知していたのか、同日、元常務は弁護士経由で評議員の教授6人に抗議文を送っていた。教授らが配布した文面の訂正と、謝罪を求める内容だったという。

教授らと元常務の争いがエスカレートする中、同年5月24日に麻田理事長の招集で学内評議員懇談会がおこなわれた。

出席したのは、麻田理事長、元常務を含む理事6人のほか、系列高校や大学の教員と職員、事務局長、学務部長、事務職員ら。

一連の問題について意見交換がおこなわれた後、麻田理事長が「元常務と教授との間で主張合戦が続いている。学園にとって何の利益にもならないので、このへんでやめたらどうか」といった「自粛要請」を出したという。出席者の1人によると、議論の末、今後は双方が自粛する方向でまとまったようだ。

学園の顧問弁護士が原告の代理人

これで、一連の騒動は収



学長

13年6月7日に再度、300万円を要求する書類が届いたが取り合わなかった。すると、元常務は同年6月30日、6教授が配布した文書により名誉が毀損されたとして、慰謝料340万円を求める民事訴訟を札幌地裁で起こした。

元常務は酪農学園で40年以上勤務。07年7月、麻田理事長の就任と同時に常務理事に昇格し、10年6月末で任期を満了した。退任後、酪農学園の関連団体の役員を務めている。身内同士の法廷バトルだ。しかも、被告の1人、干場信司氏は13年4月から学長を務めている。干場氏自身は「個人的には言いたいことはありませんが、いまは学長という立場なので、コメントは差し控えたい」としている。また、元常務の代理人は

学園の顧問弁護士。「本来、大学を守るべき役割を担う弁護士が反学長側についている形だ。関係者の間では『元常務の代理人として学内の人間を訴えるのはいかがなものか』という声がある」（別の大学関係者）

しかし、弁護士は「この裁判は、元常務という個人の依頼を受けて、教授一人ひとりを相手にしたもの。あくまで個人対個人の争い

です。顧問弁護士という立場は関係ありません」と話す。麻田理事長も同様の見解を示している。

そもそも、一度は「紳士協定」が結ばれたのに、なぜ3年もたって、それをひっくり返すような行動を起したのだろうか。

教授側は「私たちは、噂ではなく証言・事実に基づいて、先の書類を作成した。これは元常務の職務に対する批判であって人格を非難するものではなく、名誉棄

損に該当するとは思えない。この件については10年5月24日の学内懇談会で協議し、合意に至ったはずだ」と裁判で反論している。

元常務側は「話し合いがあったのは事実だが、合意はしていない」と主張。懇談会の出席者によると「元常務は自粛に関する議論の途中で席を外し、閉会前に戻ってきた」という。

合意をめぐる双方の主張は真つ向から対立している。ある関係者は「名誉棄損の慰謝料請求は、行為があつたときから3年までが時効とされている。そのギリギリのタイミングで提訴したのだろう」と語る。

公判は10回おこなわれた。裁判長が和解を勧める場面もあったが、原告側が拒否。今年の3月23日にすべての審理が終了した。判決は5月11日に下る予定。果たして、どのような結末を迎えるのだろうか。（上田）